

会計コンプライアンスと監査の役割

—会計不正発生の背景と監査機能の拡大—

The Role of Auditing for Compliance to Accounting Regulations  
—The Background in Accounting Fraud and Expansion of Audit Function—

中 村 義 人

(Yoshito Nakamura)

# 会計コンプライアンスと監査の役割り

## —会計不正発生の背景と監査機能の拡大—

中 村 義 人

1. はじめに
2. 市場ルールの変化
3. 会社法における経営者のコンプライアンス責任
4. 会計不正と監査
5. 最近の会計不正事例
6. 監査上の対応と課題

### 1. はじめに

最近の社会経済情勢は急激に変化しており、この中で企業経営もかつてない大きな変革の波にさらされている。経営はますます競争化、専門化、多様化、グローバル化してきており、経営を取り巻くリスクは急激に拡大・複雑化している。また、企業の多様なステークホルダーが経営に多くの関心を寄せるようになってきており、経営者の責任として企業価値の増大と共に社会的責任が要請されている。そのような中で、米国のエンロン事件を始めとして、わが国でもカネボウやライブドアなどの粉飾決算が発生して、経営者が社会の期待に応えないと、取り返しのつかない大きな損害を会社やステークホルダーに与えるようになってきている。また、経営状況を正確に捉えるための会計情報はますます重要になってきており、その信頼性を保証する監査に対する期待も高まっている。

このような環境下で、わが国では相変わらず会計不正事件は多発している。そこで、本稿においては、コンプライアンスの必要性の背景を明確にし、最近の会計不正事例からその内容と原因を分析し、会計コンプライアンスと監査との関連性について考察してみる。

### 2. 市場ルールの変化

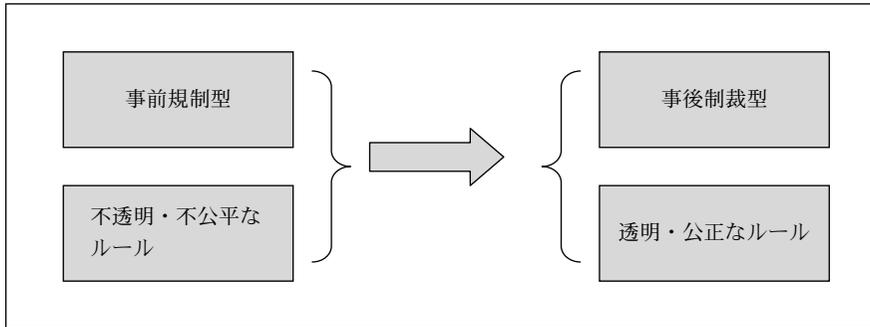
今日、わが国の経済システムは、規制緩和や規制撤廃による自由な市場経済への移行が進展してきている。日本経済は不合理な規制が除かれ市場の健全な自由競争が促進されるような制度・政策が採られてきた<sup>1</sup>。このような市場主義経済は、一定の市場ルールが必要とされ、そのルールのあ

り方は、従来の「事前規制型」から「事後制裁・救済型」へと転換してきている。経団連は、かねてより21世紀の繁栄を築くためには、市場における自由かつ公正な競争を確保しつつ、利用者や消費者の利益を図ることを目的とする法制へと転換して行く必要がある、と主張してきた<sup>2</sup>。法曹界においても、このような現状に関して松尾邦弘元検事総長は、現在は明治以来の「国のかたち」を抜本的に変える大改革の時代に入っている、自由競争の時代においては、「透明・公正なルール」は極めて社会に大きな影響を与え、公正なルールが事前に明示され、違反に対する制裁はどの程度のものかということもが明示されていることが必要であり、自由な活動の前提条件になる、と述べている<sup>3</sup>。事後制裁・救済型社会では、透明・公正なルールの存在が前提であり、我々はその内容を十分に理解・把握することが必要である。

社会のなかで市場原理の働く割合が大きくなればなる程、その原理の信頼性がますます必要とされ、そのためのルールが重要な役割を果たす。そのため、「市場信認の継続には規律が欠かせない。規律には個人の内面の倫理から、レピュテーション・リスク(評判・信用の低下)、業界の自主規制、行政の監督・処分、株主代表訴訟といった民事訴訟や刑事制裁など様々な要素、手段がある。それぞれどのような内容や組み合わせが最も効率的なのか。それは歴史、文化的背景や経済環境、個別市場の特性などにより、いろいろなバリエーションがあり、安定的な解はないのだろう。確かなことは、『規律の包囲網』がなければ、市場国家は正当性を失うことである。』<sup>4</sup>というように、まず透明性のあるルールが要請される。

このような、新しい市場経済の変化は次のように図示できる(図表1)。また、このルールの新設や見直しも今日、活発になっている。例えば、2006年5月に施行された会社法においては、原則自由が会社の設立運営についての基本理念になっており、幅広い組織や仕組みが保証されている。さらに、会社法に対する社会の要請が変化しており、経済環境にマッチした制度とすることにより投資家の信頼性を得て企業価値の向上を促し、よって経済の活性化を図ることができる。具体的な規定として、従来、株式会社の最低資本金は1,000万円、有限会社は300万円とされていたが(1990年商法改正)、会社の創業を誰でも容易にできるようにして経済を活性化するため、最低資本金制度を撤廃して、資本金1円でも会社を設立することができるように見直したこと、などにも表れている。また、現在、株式会社のほとんどは中小企業であり、小規模会社の制度として作った有限会社制度との実質的差がないため、有限会社制度を撤廃して、米国のLLC(Limited Liability Company)を参考として出資者全員が有限責任とされる人的要素の強いベンチャー企業などに向いている合同会社を新たに制定したりもしている。このような会社法の変質の状況は次のような意見から明確に汲み取れる。「伝統的には、会社法は私法として会社関係者の権利義務を調整するルールだったが、今日では会社法は、国の経済をサポート、良くするためのインフラのひとつであると

(図表1) 市場経済における規制の変化



いう認識の変化があります。法律の良し悪しが、経済に影響を与えるということです。……会社法の考え方を1ページで書くと次のふたつのポイントになります。事前の手続等規制緩和と事前の裁量増大と情報開示義務、事後の責任です。」<sup>5</sup>

このような変化の影響は、事後制裁として、一昨年から昨年にかけて損害保証業界、生命保険業界、消費者金融業界、建設業業界、監査業界などが立て続けに不正業務により金融庁から業務停止処分等を受けたことなどを思い返せば、市場経済の大改革の時代に突入したことは明らかである。したがって、我々はまずこのような経済社会の変革を十分に認識することから始めなくてはならない。

さらに、企業内部の変化を見てみると、最近では、終身雇用モデルの崩壊や雇用の流動化が進んでいるほか、企業再編等の進展により従業員や関係者間の信頼関係が希薄になっており、信頼関係に基づいた経営管理のあり方に限界が生じてきている。さらに、市場経済の進展により、株主、従業員、顧客、取引先などの多様なステークホルダーの要望を理解し、ステークホルダーに対する責任を適切に果たすことが経営にとってより重要なものとなっており、このことに対して、国内外の市場が敏感に反応するようになってきている。また、市場だけではなく、労働環境についても、若い世代の会社に望む条件・要望は大きく変わってきた。この変化は、若い世代だけではなく、一般の人々の企業観や価値観の変化にも現れている。会社に望むことが売上や利益などの経済的側面だけではなく、経済以外の環境や社会に対しても貢献してほしいとする考え方が強くなってきている。経済同友会は、このような価値観の変化に対して「市場は、価格形成機能を媒介として資源配分を効率的に進めるメカニズムを備えているが、社会の変化に伴い市場参加者が「経済性」に加えて「社会性」「人間性」を重視する価値観を体現するようになれば、それを反映して市場の機能もより磨きのかかったものとなるダイナミズムを内包しており、市場は社会の変化と表裏一体となって進化するものである。」と主張している<sup>6</sup>。

このように、企業と社会の関係が一層密接かつ多面的なものとなってきていることから、企業に対する社会の期待と評価は、より広範で厳しいものとなっている。

### 3. 会社法における経営者のコンプライアンス責任

これまで述べたように、事後制裁型市場経済の到来により経営者は、今まで以上に経営の透明性と信頼性を高める法的・社会的責任が生じてきた。このような変化に対応して会社法は、取締役に対して、職務の執行が法令および定款に適合するような体制や適正な業務を確保するために必要なものとして「法務省令で定める体制の整備」を採用することを要請することとなった（会社法362条4項6号）。大会社は、会社法施行規則第100条各号（業務の適正を確保するための体制）において、次の体制を整備することが義務付けられた（会社法362条5項）。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役に関する法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置付け、その基本方針や遵守基準を制定して、担当部署のもとに法令遵守状況の確認および法令違反行為等の抑止等の具体的な実践計画を実行する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定を支援するための情報の保存・管理に関する規程を制定し、重要な会議の付議資料や重要な決裁書類についての保存・管理の適切な運営を実行する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を経営の最重要課題と位置付けて、リスク管理規程に基づき予見されるリスクの識別、分析、評価がなされ具体的なリスク管理計画を実行する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

自社の経営計画及び各部門の業務計画等が経営目標を達成する上で、資本・資金、要員等の経営資源を効率的に配分するための職務分担、権限、計画などを策定する。そのための内部監査を実施する。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人に関する法令等遵守（コンプライアンス）に関して、その基本方針や遵守基準等を制定して担当部署のもとに法令遵守状況の確認および法令違反行為等の抑止等の具体的な実践計画を実行する。

#### (6) 親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社だけではなく子会社を含んだ企業集団において内部統制システムを整備する。

このように、わが国で会社法（法務省令）において、内部統制制度やリスク・マネジメントなどの経営管理手法が規定されたことは、初めてであり画期的なことである。特に、内部統制の規定は、金融商品取引法（2006年6月7日成立、2007年9月30日施行）よりも一足早く会社法により取り入れられた。この理由は、わが国でこれまで起きた企業不正事件に関する内部統制の欠如に対する裁判所の判断が大きく影響している。例えば、神戸製鋼株主代表訴訟事例（2002年4月5日に和解）、大和銀行株主代表訴訟事例（大阪地裁2000年9月20日一審判決）、東京電力株主代表訴訟事例（東京地裁1999年3月4日一審判決）などの判決が大きく影響している。これらの訴訟事件の判決は、取締役の管理責任として従業員の違法行為を防止するための内部統制システムの構築義務をあげている。大和銀行株主代表訴訟第一審判決は、健全な会社経営を行うためには、リスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要し、取締役はリスク管理体制を構築すべき義務を負い、代表取締役および業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負う、と述べている。また、コンプライアンスについても、取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し、会社全体として法令遵守経営を実現するための法令遵守体制を確立すべき義務を負うものと述べている<sup>7</sup>。

## 4. 会計不正と監査

### (1) 監査基準における内部統制の評価

このように内部統制が法制化される前に、監査実務では1970年代に、既に内部統制は監査において検討すべき重要なシステムであった。当時は、内部統制は主として会計組織の一つとして位置づけられており、監査人は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を決定することとされており<sup>8</sup>、監査を実施するにあたり、内部統制の信頼性の程度により監査手続の種類、範囲、時期などを決めなければならないこととなっていた。

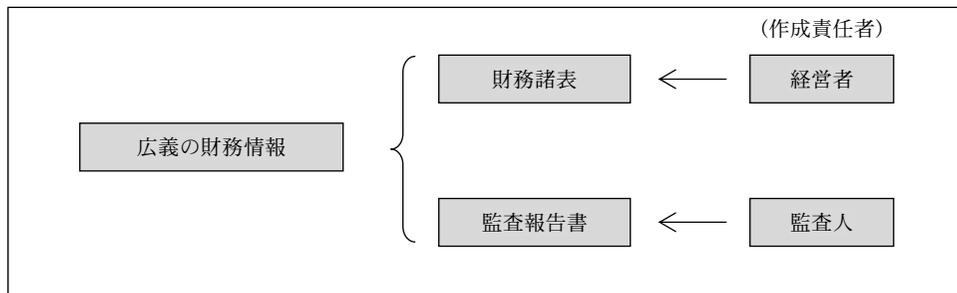
しかし、米国における2001年12月のエンロンや2002年7月のワールドコム不正会計に関係した大型倒産などを契機として、わが国は、2002年1月監査基準を改訂し、それまでのリスク・アプローチの枠組みをさらに明確に規定し<sup>9</sup>、リスク・アプローチの前提となる内部統制概念を国際水準を反映したものに改めた。すなわち、監査人として、企業に内部統制が整備されていない場合には、意見形成の合理的な基礎を得ることが著しく困難なものとなるため、企業は効果的かつ効率的な監査を受けるためには内部統制の充実を図ることが欠かせないとした<sup>10</sup>。そこでは、内部統制は、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組みとされ、COSOの内部統制<sup>11</sup>

の考え方を踏襲した。その時点においては、内部統制の重要性は監査実務において議論されるに過ぎなかったわけであり、まだ公認会計士や会計担当者間における議論であった。今日の経営者による内部統制構築責任の議論の広がりや、その後の2006年の会社法、金融商品取引法の成立まで待つほかなかった。そして、内部統制の具体的内容は金融庁企業会計審議会の内部統制基準<sup>12</sup>によって明らかにされた。

## (2) 監査の二重責任の原則

経営者は、一般に公正妥当な会計基準に従って財務諸表を作成しなければならず、この作成された財務諸表に対して責任を負う。しかし、会計不正が発生したり、企業が倒産したりすると世論は監査人は何をしてきたのか、監査をしていたのになぜ不正が出るのか、監査人にも責任があるのではないかと、などと監査人に対して経営者と同一の責任を問う声が強くなる。しかし、監査人の目的は経営者の作成した財務諸表が適正に表示しているかどうかについてであり、その責任はその監査意見に対して取るべきものである。経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任とは区別されなければならない。従来の監査基準では監査それ自体の目的を明確にしてこなかったために、監査の役割について社会に種々の理解を与え、これがいわゆる「期待のギャップ」を生んできたといえる。期待のギャップとは、一般利害関係者が抱く監査への期待(理解)と監査人による財務諸表監査の目的との理解との相違を意味する。監査の歴史は、この期待のギャップの解消の歴史ともいうことができよう。詳細は他の機会に譲るとして、2002年1月の監査基準の改訂において、まずこのような期待のギャップをすこしでも解消するため、監査の目的を明確に監査基準に記載することとした。すなわち、監査の目的は、経営者の作成した財務諸表に対して監査人が意見を表明することであり、財務諸表の作成に対する経営者の責任と当該財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任との区別(二重責任の原則)を明示した(図表2)<sup>13</sup>。

(図表2) 監査の二重責任の原則



(3) 不正の意味

財務諸表の虚偽の表示は、経営者や従業員の不正または誤謬から生ずる。この不正と誤謬の相違は、財務諸表の虚偽の表示の原因となる行為が、意図的であるか意図的でないかによる。誤謬とは、財務諸表の意図的でない虚偽の表示であって、会計システムの欠陥、会計知識の欠如、情報不足、注意不足などによる金額または開示の脱漏を含み、次のようなものをいう。

- ・ 財務諸表の基礎となるデータの収集または処理上の誤り
- ・ 事実の見落としや誤解から生ずる会計上の見積りの誤り
- ・ 認識、測定、分類、表示または開示に関する会計基準の適用の誤り

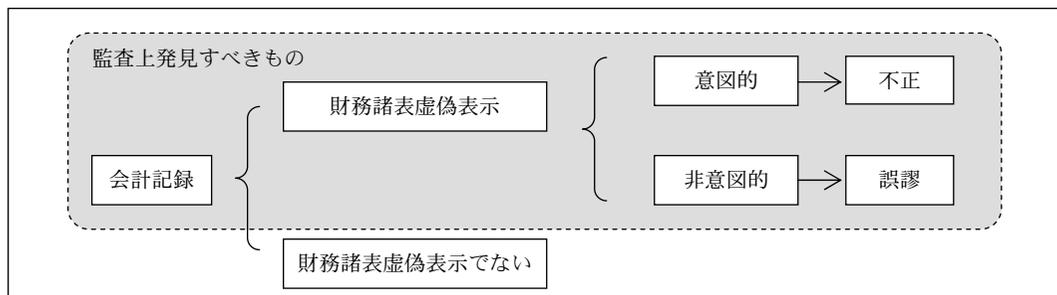
不正とは、財務諸表の意図的な虚偽の表示であって、不当または違法な利益を得るために他者を欺く行為を含み、経営者、取締役等、監査役等、従業員または第三者による意図的な行為をいう。監査上の不正は、範囲を限定して、監査人が財務諸表の監査において対象とする重要な虚偽の表示の原因となる不正をいう。なお、監査人は、不正が実際に発生したかどうかについての法的判断は行わない<sup>14</sup>。

米国においても、監査基準書（SAS No.99）において、不正（fraud）は、広い意味があるが、監査人の関心は財務諸表の虚偽の表示の原因となる行為に関連することにあるとしている<sup>15</sup>。この考え方は、国際監査基準における不正の考え方<sup>16</sup>と平仄を合わせたものである。不正には、不正な財務報告（いわゆる「粉飾」）と資産の流用がある。不正な財務報告とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽の表示を行うことである。不正な財務報告は、次の方法により行われる。

- ・ 財務諸表の基礎となる会計記録や証憑書類の改ざん、偽造または変造
- ・ 取引、会計事象または重要な情報の財務諸表における不実表示や意図的な除外
- ・ 金額、分類、表示または開示に関する意図的な会計基準の不適切な適用

不正と誤謬の関係をまとめると次のようになる。（図表3）

（図表3）不正と誤謬



このような会計監査（外部監査）における不正の概念は、財務諸表監査における重要な虚偽表示の可能性のあるもののみを取り扱うこととしているが、内部監査の領域では、内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors）が制定する「専門職的実施の国際基準(International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing)」においては、不正とは、詐欺、隠匿または背任の性質を有する不法行為のすべてをいい、金銭、財産またはサービスを得るため、支払いまたはサービスの提供を回避するため、もしくは個人的または職務上の利得のために、関係者および組織体によって行われるものとして、不正行為そのものを監査の対象としている<sup>17</sup>。これは、内部監査の機能が組織体の経営目標の達成のためにあり、合法性と合理性の観点から業務の遂行状況を検討・評価・勧告する監査業務（アシュアランス業務）の他に経営活動支援のための診断業務（コンサルティング・サービス）も含まれるためである<sup>18</sup>。

#### (4) 不正に起因する虚偽の表示への対応

従来、監査の目的は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績等の状況を適正に表示しているかどうかについて、意見を述べるものであり、不正行為等については、監査上責任がなく、また、監査の目的でもないとされてきた。その後、企業の不正により財務諸表が虚偽表示されることにより、企業の利害関係者に不測の損害を与えるケースが増加し、また、一般投資家がこのような不正摘発を監査人に望むようになり、前述の期待のギャップを生じるようになってきた。そのため、1991年12月監査基準を改訂し、リスク・アプローチを導入した<sup>19</sup>。そして、不正会計事件が相変わらず多発していることに鑑み、2002年の監査基準の改訂においても、監査の不正発見の姿勢をさらに強化するため、一般基準において、監査人が不正による財務諸表の虚偽の表示を留意するように規定した<sup>20</sup>。これは、重要な虚偽表示の多くは、財務諸表の利用者を欺くために不正な報告(粉飾)をすること、あるいは、資産の流用などの行為を隠蔽するために意図的に虚偽の記録や改竄等を行うことに起因すると考えられることから、不正摘発を強化するようにしたものである。

なお、違法行為そのものについては、それ自体を発見することが監査人の責任ではなく、その判断には法律の専門的な知識が必要となることも多い。監査人が重要な虚偽の表示につながるおそれのある違法行為を発見した場合には、不正等が発見した場合に準じて、財務諸表に影響を及ぼす重要性の評価など適切な対応をとらなければならない。なお、会社法において、会計監査人が監査の過程で発見した取締役の不正行為、法令・定款に違反する重大な事実については、監査役または監査役会に報告する義務があり（会社法397条①）、また、監査役は不正・違法行為についてはその大小を問わず報告をするよう会計監査人に要請することができる（会社法397条②）<sup>21</sup>。

## 5. 最近の会計不正事例

以下、2007年に不正会計が発生した2社（2社とも東京証券取引所第1部市場上場会社）の事例について、その内容と原因・対策を概観してみる。なお、不正会計金額等は省略している。

（A社の例）

- (1) 仕掛品や貯蔵品等の資産を過大計上し、買掛金の過少計上をして過大な利益を計上した事例  
会社は、機械製造業であり、2007年度の決算見通し作業において、子会社A社より決算見通しが大幅に悪化するとの報告を受け、調査したところ不正会計が発覚したケースである<sup>22</sup>。

不正会計処理は、製造子会社3社において行なわれており、その内容は下記である。

### ①仕掛品の過大計上

過去の決算において、原価計算処理において、製品の製造原価を減少させ、帳簿上の仕掛品在庫を増加させて利益を過大計上していた。

### ②貯蔵品および建設仮勘定の過大計上

過去の決算において、製品の製造原価のうち材料費・外注部分品費・外注加工費を貯蔵品に振替え、同額の利益を増加させ、また、製品製造原価のうち労務費等を建設仮勘定に振り替え、利益を過大計上していた。

### ③買掛金の過少計上

過去の決算において、仕入請求額を減額したり、買掛金の計上を遅らせて利益を過大計上していた。

### ④前払費用の過大計上

過去の決算において、人員派遣実績を水増しし、その金額を前払費用に計上して人件費を減少させて利益を過大計上していた。

- (2) 不正会計の発生原因と発見できなかった理由

会社は、不正会計が行われた原因とそれを発見できなかった理由として次をあげている。

- ①関与者におけるコンプライアンス意識の欠如
- ②本社責任部署における製造子会社管理の不十分性
- ③製造子会社に対する内部監査体制の不備
- ④製造子会社における財務専門性の高い分野の人事の固定化

- (3) 改善措置の内容

会社は上記の不正会計の発生原因にもとづき、その改善策として次をあげている。

- ①不正防止や経営の効率化のための聞かれた組織づくりと内部通報制度を含む役職員のコンプライアンス意識の改善

- ②製造原価の監理業務の強化とモニタリングの実施
- ③監査室や連結子会社の監査の強化、内部統制の導入による業務の標準化
- ④管理部門の計画的な人事ローテーション

(B社の例)

(1) 売上・仕入(工事原価)を本来計上すべき時期から前倒し、先送りすることで過大な利益を計上した事例

会社は、小売業であり事業部門のひとつに大学、図書館等の教育関連の設備関連事業を行う事業部を所有しており、当該事業部において、過年度に工事関連物件の売上の前倒し計上や原価の付替・先送りなどの不正会計の申告があった。内部調査委員会・外部調査委員会を設置し調査した結果、その内容は下記であった<sup>23</sup>。

- ①受注した工事物件の原価を翌期以降の他の工事物件の原価として付け替えるなどの方法で事業部で過大な利益を計上していた。
- ②引渡し前の工事物件を、原始証憑の日付を改変するなどして売上を前倒し計上して過大な利益を計上していた。

(2) 不正会計の発生原因と発見できなかった理由

- ①企業風土の問題（当該事業部では過去にも社内調査で同様の事象が発見されていたことがある。）と従業員のコンプライアンス認識の欠如
- ②当該事業部での人事の固定化と組織の硬直化
- ③全社的な内部統制システムの欠如と運用の不十分性
- ④ 予算及び業績評価の管理上の問題

(3) 改善措置の内容

- ①事業部の組織再編及び仕入購買機能などのガバナンス体制の強化、人事制度に関する改善
- ②役職員のコンプライアンス意識の醸成及び不正リスクマネジメント体制の構築プログラムの実施などの全社内統制に関わる改善
- ③予算管理及び業績管理について、各事業部の実態に即した案件の積み上げベースによる予算設定及び業績管理の徹底

上記2つの事例から次の特徴がまとめられる。

①古典的な会計取引の粉飾会計事例である。

本社からの業績目標を達成するために子会社や事業部が行った利益の過大計上で、資産の水増

しや売上の前倒し計上、原価の繰延べなどこれまでに多くの会社で行われてきた不正会計取引である。勘定科目や勘定取引は、その種類によりリスクの程度が異なる。これは、「固有のリスク」と呼ばれ、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表上に重要な虚偽の表示がなされる可能性のことである。このリスクは、経営環境により影響を受ける場合と特定の取引、勘定残高、開示等が本来有するリスクからなる場合があり、リスクアプローチにおいてまず最初に検討すべきものである。

粉飾決算には、進行段階があるとする説がある<sup>24</sup>。それは、次の5つの段階を経るとされる。第1段階 許される粉飾（資産売却など）、第2段階 不良債権や不良在庫を正常なものとして評価、第3段階 少しでも多くの利益が計上できる会計処理方法の選択（会計方針の変更）、第4段階 関係会社を通じた仮装的取引、押し込み販売など、第5段階 在庫品水増し、架空売掛金・売上の計上など。第1段階は、通常の営業活動外の取引ではあるが、粉飾とはいえないものと思えるが、事例の会社は利益の計上策をいろいろ講じた結果、第5段階の粉飾にたどりついたのかもしれない。

②現場の管理責任者による不正である。

最近の粉飾決算事例でみられる経営首脳部による企業業績の向上や株価維持を意識した粉飾事件とは異なり、子会社や事業部における現場の管理責任者による不正である。人事異動が長く行われず、業務の硬直化をきたし、それが不正発生の温床となったものである。会計は専門的知識が特に必要とされ、同一の者が長く業務に携わることが多いが、注意を要することである。

④コンプライアンス意識の欠如によるものである。

今日、多くの企業でコンプライアンスの重要性を説いているが、企業内への浸透は難しい。コンプライアンス責任者の制定、マニュアルの制定・教育など徹底した活動が必要であろう。また、企業風土・倫理、経営者の経営姿勢・意識などが従業員の意識に大きな影響を及ぼすことも大事である。

⑤内部統制システム・内部監査の不備による。

内部統制や内部監査は、法的な要請もあり、経営にとってますます重要になってきているが、特にその機能について、不正・誤謬の発生・防止という役割だけでなく、業務の有効性及び効率性を促進するものであるという積極的な理解が経営者にとって必要と思われる。

## 6. 監査上の対応と課題

2007年は企業不正の大変多い年であった。日本漢字能力検定協会が全国公募した「今年の漢字」で応募の中でトップだったのは「偽」であった<sup>25</sup>。大手菓子メーカーの賞味期限改ざん、食肉の産

地偽装、加工食品の原材料偽造など身近な食品に次々と偽りが発覚したことが大きな理由とされていた。これだけ不正問題に国民が注目をした年も少ないのではないだろうか。食品偽装以外にも年金不正問題、生保や損保の業務停止、大手証券会社不正会計、大手会話学校の倒産、さらに監査業界でもみずぐ監査法人の解散、中堅監査法人の行政処分など数多くの事件が発生し、大変混沌とした年であった。このような時に今後、監査人（公認会計士）は不正会計問題に対してどのように対応していけば良いのか述べてみたい。

### (1) 監査機能の拡大

金融商品取引法第1条の目的は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、それらの公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すると規定している。すなわち、法整備と適切な運用により投資者を保護することにより証券市場の信頼性を通じて国民経済の健全な発展を促すことが目的である。そして、適切な開示の制度の一環として、公認会計士による監査制度が設けられている<sup>26</sup>。公認会計士法第1条の公認会計士の使命は、財務情報の信頼性を確保することにより、投資者及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする、としている。このように、監査は投資者等の保護と国民経済の健全な発展に寄与することがその使命であり、国民にとって十分に納得の行く監査が実施されなければならない。そして、監査の機能も社会経済環境の変化とともに変わっていくものである。

監査の機能については、「保証機能」と「情報機能」があげられる。これは、会計の機能が資本提供者に対する受託責任会計と潜在的投資家やその他のステークホルダーに対して情報提供機能が付加されてきたように、監査も保証機能の他に情報機能の充実が要請されるようになった<sup>27</sup>。この具体的な要請が、企業の継続可能性に関する監査人の意見である。すなわち、2002年1月の監査基準の改訂で、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、それらの事象の解消や改善に重要な不確実性が残る場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されているかどうかについて監査意見を表明することになった<sup>28</sup>。これは、投資家等にとって、企業が将来にわたって事業活動を継続するかどうかは、重要な情報であり、バブル経済崩壊後、企業破綻の事例が相次ぎ、監査人に対する社会の強い期待が生じてきたためである<sup>29</sup>。この継続企業の前提に関する監査人の意見に関しては、大変重要な議論がある、すなわち企業が今後継続的な事業が可能であるかどうかについて、その開示内容について監査人が判断する。このことは、監査人が経営判断に立ち入るのかどうかという議論である。この点に関して、監査基準の改訂当事者である山浦久司企業会計審議会委員は、経営計画の合理性などの判断において現実的には踏み込まざるを得な

いのではないかと述べている<sup>30</sup>。

社会の期待が、監査人に対して財務諸表そのものの適正性だけを問うことから、財務諸表を公表する母体である企業そのものの存続性についての情報を望むようになった。経営者は、財務諸表の作成に当たって企業の継続可能性に関して問題がないかどうかを判断し、継続可能性の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が発生していれば、開示を行うことになるが、監査人の判断は、この経営者が行った判断や今後の経営計画等の合理性に向けられることになった。従来、財務諸表項目のみを対象としてきた監査が大きくその機能を拡大した時である。言葉を変えれば、財務諸表に反映されていない情報をも監査人が判断の対象とすることになったのである。このことは、監査報告書における情報提供機能の追加として、次のような規定にも現れている。財務諸表に継続企業の前提に関する注記が行われていた場合、監査人はそれについて適切な開示がなされているかどうかを判断して監査報告書に追記情報として記載することとなるが、その際、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、注記に記載されている重要な疑義の影響は財務諸表に反映していない旨を記載することになっている<sup>31</sup>。

この事業の継続可能性に関する監査人の意見は、2002年1月の監査基準の改訂前にすでに公表された経緯がある。監査法人トーマツが、1999年3月期のなみはや銀行の財務諸表に対して、不良債権の評価に関連して、監査報告書の特記事項として「今後の進展如何によっては、会社の事業の継続性に重要な影響を及ぼす可能性がある。」との意見を掲載した。これは、わが国で初めて上場会社に付された事業の継続可能に関する監査人の意見であり、監査の今後の方向性を見据えた判断であった。その後なみはや銀行は破綻した<sup>32</sup>。

さらに、2005年10月の監査基準の改訂で、従来の監査は、財務諸表の個々の科目に集中する傾向があり、このことが、経営者の関与によりもたらされる重要な虚偽表示を見過ごす原因となるとして、従来の「財務諸表項目レベル」の評価の他に「財務諸表全体レベル」の評価をおこなうようによう要請した<sup>33</sup>。監査人は、木を見て森を見ない傾向がある。財務諸表における重要な虚偽の表示は、経営者レベルでの不正や、経営者の関与から生ずる可能性が相対的に高くなってきており事業上のリスクをより深く考慮するように規定したわけである。すなわち、経営者の視線で監査しろということである。そして、いよいよ今年4月1日から、内部統制に対する監査が始まる<sup>34</sup>。そして、内部統制の目的として、財務報告の信頼性と共に「業務の有効性及び効率性」があげられている<sup>35</sup>。このように、監査は経営そのものに深く係わらざるを得なくなっているのである。監査制度がこれからも社会にとって有用であり続けるためには、監査人(公認会計士)は、常に社会の声に耳を傾けていく必要があるだろう。

## (2) コンプライアンス概念の拡大

コンプライアンス (compliance) とは、一般には「法令遵守」と訳され、法律・規則等を守ることと解されている。本稿で取り扱う「会計コンプライアンス」も会計処理、会計報告が法令等に従って適切に行われることを意味するものである。ただし、重要な点は、とかくコンプライアンスはそれぞれ個人レベルでの法令遵守を意味すると思われがちだが、本来は組織として主体的に対応するものであり、「組織的対応手法」としての経営管理を目的としているものである<sup>36</sup>。

最近、このコンプライアンスの意味が倫理をも含めた広範なものと理解されるようになってきた。法律でカバーされていない幅広い企業倫理の遵守もコンプライアンスに含まれると解釈されるようになった。倫理をもカバーするとなると、多様な倫理観の中から組織としての倫理（例えば、ビジョン、行動指針、経営方針、社内規程など）を明確にしなければならない。組織内の個人には、個人の倫理と組織（集団）の倫理が並存することになる。また、コンプライアンスはもともと慣習法体系の国（英米）で、暗黙のうちに明文規定がないがお互いを守るべきものとして発生したものと考えるもある<sup>37</sup>。制定法体系の国では、法令遵守は当然であり、ことさらコンプライアンスを叫ぶ必要はない。

このような、コンプライアンスの概念は、単一ではなく、次の3層構造を成すとする考え方がある。

第1階層—法令遵守行為

第2階層—組織内のルールに即した行為

第3階層—個人の倫理に即した行為<sup>38</sup>

このコンプライアンスの概念の広がり、会計コンプライアンスにも影響してくる。例えば、社内規程に反する会計処理（第2階層）を行ったが、財務諸表の虚偽の表示に直接影響しなければ、監査人として何らかの行動をとらなくても良いのか。そのような会計処理が、段階を経て重要な虚偽表示につながる可能性もあるかもしれない。さらに、会計行為でないコンプライアンス違反が財務諸表の虚偽の表示について重大な影響を及ぼすケースがあるかもしれない。監査人が財務諸表の虚偽の表示の原因となる行為に関心を有するのであれば、会計行為外のコンプライアンス違反に対して十分注意しなければならないかもしれない。ここ数年、コンプライアンス違反から、重大な損失につながるケースが多発している。例えば、2007年10月、断熱材大手メーカーが住宅向け建材の耐火性能偽装で、不正を隠蔽していたことで、株価は3分の1になり、2008年度決算で製品取替え費用・減損処理などで300億円を超す損失を出し、115億円の赤字となる見込みとなった<sup>39</sup>。また、2005年9月に独禁法違反とされた橋梁談合事件において幹事会社は、行政・刑事等の課徴金が約19億円、受注減による操業度損失などを加えると損失は100億円に達するとされており、事件に関与

した橋梁メーカーは、課徴金の支払いなどで2006年3月期は軒並み最終赤字を計上した<sup>40</sup>。

経団連は、2007年9月御手洗会長名で会員企業に対して、会社法、独占禁止法、金融商品取引法等の諸法令の改正・制定に伴う消費者保護、内部統制の強化等のさらなる取り組みを含むコンプライアンス体制の整備と見直しなどを要請した<sup>41</sup>。

監査のリスク・アプローチは、監査実務に浸透してきており、その内容は、リスク・マネジメントと重なる部分も多く、また経営者にとって有用な情報も多い。監査人(公認会計士)は、現在のコンプライアンス問題の拡大に対して、監査がどのような役割りを担えるのか十分に検討する時期ではないかと考える<sup>42</sup>。

(注)

- 1 「我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくとともに、行政の在り方について、いわゆる事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換していくことを基本とする。」 規制緩和推進3か年計画(改定) 1 目的 1999年3月30日 閣議決定
- 2 「新たな規制改革推進3か年計画の策定に望む 2 新たな規制改革推進計画への期待 (1)事前規制型から事後チェック型の行政への転換」 2001年2月16日 経済団体連合会
- 3 日経シンポジウム「法化社会の企業責任」基調講演、「法化社会の企業責任」松尾邦弘元検事総長2006年5月15日 <http://www2.convention.co.jp/compliance/>
- 4 「市場と法」P.2 三宅伸吾 日経BP社 2007年10月29日
- 5 「会社法と金融商品取引法の見えざる構造」講義録 神田秀樹東京大学院教授 月刊資本市場 2006.10 No.254
- 6 経済同友会 『21世紀宣言』2000年12月
- 7 大和銀行ニューヨーク支店の元行員が1984年から11年間にわたって、支店保有の米国債を簿外取引により最終的に11億ドルの損失を同行に与えた事件が1995年に発覚した。隠蔽するため書類を偽造していたことを手紙で銀行首脳に告白。元行員は略式起訴処分となり、大和銀行も届け出の遅れなどを理由に米国の検察当局に起訴され、司法取引に応じて罰金3億4千万ドルを支払った。これに対し、東京及び大阪の個人株主2人が、元役員を相手取り会社に損害を与えたとして株主代表訴訟を行った。元役員49人に対し損失した約11億ドルと米国捜査当局に支払った罰金3億4千万ドルを含む総額14億5千万ドル(1,551億円)を会社に賠償するよう求めた。2000年9月20日、大阪地裁の判決があり、株主側の主張を一部認め、当時取締役ニューヨーク支店長に単独で5億3千万ドル(約570億円)、当時の取締役ニューヨーク支店長及び頭取を含む現・元役員11人に計約2億4千5百万ドル(約260億円)を支払うよう命じた。賠償額は総額7億7千5百万ドル(約830億円)に上り、株主代表訴訟として過去最高となった。その後、2001年12月10日大阪高裁で和解が成立し、被告側の旧経営陣49人が総額およそ2億5000万円を大和銀行に返還するという内容になり、原告、被告双方が早期決着のため現実的な解決を図った形となった。なお、この大和銀行事件は、ニューヨーク支店の当事者が1997年に「告白」(井口俊英 文藝春秋1997年1月)というタイトルの本を出版し、事件の内容を克明に述べている。

- 8 「監査人は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。」  
(昭和41年旧監査基準 第二実施基準2)
- 9 リスク・アプローチの考え方が、わが国の監査実務に十分浸透していないのは、監査基準の中でリスク・アプローチの枠組みが必ずしも明確に示されなかったことにあるとして、監査実務においてさらなる浸透を図るべく、リスク・アプローチに基づく監査の仕組みをより一層明確にした。すなわち、監査基準実施基準において、「監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。」と規定して、従来、監査上の危険性としていた用語を国際的な用語に改めて「監査リスク」とし、「固有リスク」、「統制リスク」、「発見リスク」という三つのリスク要素と監査リスクの関係を明らかにした。東洋大学経営学部 経営論集 69号「監査のリスク・アプローチの進化」 中村義人
- 10 監査基準における内部統制の位置付けは、リスク・アプローチを採用する場合の統制リスクの評価におけるものである。監査人は、十分かつ適切に内部統制が運用されている企業については、効果的かつ効率的な監査の実施が期待される。監査人による統制リスクの評価対象は、基本的に、企業の財務報告の信頼性を確保する目的に係る内部統制であるが、そのための具体的な仕組みや運用の状況は企業によって異なるため、監査人が内部統制を評価するに当たっては次の5つの要素に留意しなければならない。すなわち、①経営者の経営理念や基本的経営方針、社風や慣行などからなる統制環境 ②企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、分類し、発生頻度や影響を評価するリスク評価の機能 ③権限や職務の付与及び職務の分掌などの統制活動 ④必要な情報が関係する組織や責任者に、適切に伝えられることを確保する情報・伝達の機能 ⑤これらの機能が常時監視され、評価され、是正される監視活動である。これらの諸要素が経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することで上記の目的が達成される。(「監査基準の改訂について」 三、主な改訂点とその考え方 5. 内部統制の概念について 2002年1月25日 企業会計審議会)
- 11 米国では、1980年代、不安定な経済状況の中で企業の違法支出や粉飾決算等の不祥事が多発して問題となった。そのため、1985年6月に、会計5団体(米国公認会計士協会 JICPA、米国会計学会 AAA、内部監査人協会 IIA、管理会計士協会 IMA、財務担当経営者協会 FEI)が「不正な財務報告に関する全国委員会(委員長トレッドウェイの名前をとってトレッドウェイ委員会といわれる。)」を組織し、不正防止に対する検討を開始した。1992年、トレッドウェイ委員会(The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)は、「内部統制の統合的枠組み(Internal Control-Integrated Framework)」を公表した。これが米国における新しい内部統制の枠組みで、委員会の頭文字をとって「COSO フレームワーク又はCOSO 報告書」といわれる。内部統制を、3つの目的(①業務の有効性と効率性 ②財務報告の信頼性 ③関連法規の遵守)を達成するために事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセスであると定義した。その後、わが国の金融商品取引法で規定した内部統制もこの内容を踏襲している。
- 12 経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制について、その有効性を自ら評価しその結果を外部に向けて報告することが求められた。また、内部統制の有効性の評価が適正であるかどうかについて、財務諸表の監査を行っている公認会計士が監査することも規定された(「財務報告に係る内部統制の評価と監査の基準」2005年12月8日 企業会計審議会 内部統制部会)

- 13 2002年改訂監査基準において監査の目的を追加記載し、「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。」（「第一 監査の目的」）とした。さらに、監査意見のなかに「監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。」として二重責任を記述することとした（「第四報告基準三 無限定適正意見の記載事項(1) 監査の対象」）。
- 14 不正の定義については、「財務諸表の監査における不正への対応」監査基準委員会報告書第35号 2006年10月24日 日本公認会計士協会におけるものである。
- 15 Description and Characteristics of Fraud, .05 Fraud is a broad legal concept and auditors do not make legal determinations of whether fraud has occurred. Rather, the auditor's interest specifically relates to acts that result in a material misstatement of the financial statements. The primary factor that distinguishes fraud from error is whether the underlying action that results in the misstatement of the financial statements is intentional or unintentional. AU Section 316 *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*, Source: SAS No. 99 *AICPA*
- 16 Characteristics of Fraud 4. Misstatements in the financial statements can arise from fraud or error. The distinguishing factor between fraud and error is whether the underlying action that results in the misstatement of the financial statements is intentional or unintentional. The term “fraud” refers to an intentional act by one or more individuals among management, those charged with governance, employees, or third parties, involving the use of deception to obtain an unjust or illegal advantage. Although fraud is a broad legal concept, for the purposes of this ISA, the auditor is concerned with fraud that causes a material misstatement in the financial statements. Auditors do not make legal determinations of whether fraud has actually occurred. International Standard on Auditing (ISA) 240, *The Auditor’s Responsibility to Consider Fraud in an Audit of Financial Statements*
- 17 Fraud - Any illegal acts characterized by deceit, concealment or violation of trust. These acts are not dependent upon the application of threat of violence or of physical force. Frauds are perpetrated by parties and organizations to obtain money, property or services; to avoid payment or loss of services; or to secure personal or business advantage. International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing
- 18 「内部監査とは、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務、および特定の経営諸活動の支援を行う診断業務である。これらの業務では、リスク・マネジメント、コントロールおよび組織体のガバナンス・プロセスの有効性について検討・評価し、この結果としての意見を述べ、その改善のための助言・勧告を行い、または支援を行うことが重視される。」  
内部監査基準 1. 内部監査の本質 2004年4月27日 日本内部監査協会
- 19 1991年改訂監査基準、監査実施準則五参照
- 20 一般基準において、監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮し、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない（第二一般基準4）、と規定し、実施基準において、監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、監査を実施しなければならない、（第三実施基準—基本原則4）とさ

れている。

- 21 「改訂監査基準への監査役の対応—会計監査人監査の方法・結果の相当性判断の一環として— 1. 不正、違法行為に対する会計監査人監査のスタンス」2003年4月10日 (社)日本監査役協会会計委員会参照。
- 22 [http://www.iseki.co.jp/nr/NR20070607\\_1.pdf](http://www.iseki.co.jp/nr/NR20070607_1.pdf)  
[http://www.iseki.co.jp/nr/NR20071220\\_1.pdf](http://www.iseki.co.jp/nr/NR20071220_1.pdf)
- 23 <http://www.maruzen.co.jp/ir/news/2007/release20070511.pdf>,  
<http://www.maruzen.co.jp/ir/news/2007/release20071122.pdf>
- 24 「粉飾の監査風土」 P5-9 柴田英樹 2007年7月31日プロGRESS
- 25 <http://www.kanken.or.jp/kanji/kanji2007/kanji.html>
- 26 「金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第4項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。」(金融商品取引法第193条の2)
- 27 会計の機能が受託責任解除会計と情報提供会計(利用者指向会計)の両者にあるように、監査もそれぞれの会計を対象とした監査が要請され、社会責任監査や環境監査などの会計監査以外の領域も可能となる。「スタンダード監査論」P.30-31 友杉芳正 中央経済社 2006年11月25日
- 28 「監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提」2002年1月25日
- 29 「監査基準の改訂に関する意見書 監査基準の改訂について 6. 継続企業の前提について」企業会計審議会 2002年1月25日
- 30 「監査基準の改訂をめぐる」座談会 P.22-23 JICPA ジャーナル2002年3月 Vol.14 No.3
- 31 「監査報告書作成に関する実務指針」Ⅲ証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 ④継続企業の前提 日本公認会計士協会 2003年1月31日
- 32 「ケースブック監査論」P.122-124吉見宏 新世社 2006年3月25日
- 33 「監査基準の改訂に関する意見書 監査基準の改訂について」企業会計審議会 2005年10月28日
- 34 金融商品取引法第24条の4の4、第193条の2 第2項
- 35 「財務報告に係る内部統制の評価と監査の基準」企業会計審議会 内部統制部会 2005年12月8日
- 36 「コンプライアンスの考え方」P.4-5浜辺陽一郎 中央公論社 2005年2月25日
- 37 「現代社会における倫理・教育・コンプライアンス」 P.351-352 武田隆二編 税務経理協会 2007年7月10日
- 38 「同上」P.353-356 武田隆二編 税務経理協会 2007年7月10日
- 39 日本経済新聞 2007年11月29日 日経産業新聞 2007年12月9日
- 40 日本経済新聞 2006年5月24日
- 41 「企業倫理徹底のお願い」日本経済団体連合会 会長御手洗富士夫 2007年9月25日
- 42 その後、公認会計士法の改正と同時に金融商品取引法が一部改正され、公認会計士が、監査の実施にあたり法令に違反する事実や財務諸表が適正に作成されていないような事実を発見したときは、その事実の内容などを会社(監査役)に通知することとされた。(改正金融商品取引法 第193条の3 2007年6月27日公布 2008年4月1日施行) この公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に関して、金融庁に寄せられたパブリックコメントでは、法令定款違反の解釈として、粉飾決算以外の食品偽装や欠陥商品などの企

業不祥事についても対象となるかどうかのコメントに対して、金融庁の考え方として、被監査会社の規模・特性、財務書類の内容などを総合的に勘案して、監査人としての専門的知識・経験に照らして判断すると述べられ、その扱いは監査人の判断に委ねられている。（「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について 2007年12月7日 金融庁）従って、コンプライアンス違反に対する監査人の責任がより重くなってきたといえよう。

（2008年1月7日受理）